

**多量の産業廃棄物排出事業者に係る
処 理 計 画 等 作 成 要 領**
(HP掲載版)

平成13年6月
平成13年7月改正
平成14年3月改正

兵庫県県民生活部環境局
神戸市環境局
姫路市環境局
尼崎市美化環境局
西宮市環境局

目

次

廃棄物処理法関係

1 趣旨	1
2 多量排出事業者関係規定	1
3 多量排出事業者の範囲と提出すべき報告等	4
(1) 報告の種類	4
(2) 対象事業者	4
(3) 建設業	4
(4) 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物	5
(5) 提出期限	5
(6) 提出した計画書、実施状況報告書の取扱い	5
(7) 提出先	5
4 記載にあたっての留意事項	7
(1) 計画書	7
(2) 実施状況報告書	7
5 関係コード表	11
(1) 日本標準産業分類(別表1)	11
(2) 地域区分、管轄区分と行政区域対照表(別表2)	12
(3) 原材料分類表(別表3)	13
(4) 産業廃棄物分類表(別表4)	17
(5) 特別管理産業廃棄物分類表(別表4-2)	21
(6) 地域コード表(別表5)	22
(7) 換算表(別表6)	23

環境の保全と創造に関する条例関係

1 趣旨	24
2 再生資源利用促進基準関係規定	24
3 提出様式	25
4 記載にあたっての留意事項	26

提出書類一覧	27
--------	----

問い合わせ先一覧	28
----------	----

多量の産業廃棄物排出事業者に係る処理計画等記載要領

廃棄物処理法関係

1 趣旨

平成12年の廃棄物処理法の改正により、多量排出事業者の定義及び事業者による処理計画策定義務等が規定された。これにより、これまでの「多量の産業廃棄物排出事業者に係る処理計画作成に関する指導要綱（以下「要綱」という。）」による県（政令市を含む。以下同じ）の取扱いを変更し、改めて、改正法に基づく取扱いを定めることとした。

2 多量排出事業者関係規定

(1) 産業廃棄物

〔法第12条第7項〕

その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において、「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

〔政令第6条の3〕

法第12条第7項の政令で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が千トン以上である事業場を設置している事業者とする。

〔省令第8条の4の5〕多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

法第12条第7項の環境省令に定める基準は、次のとおりとする。

- 1 当該事業場において現に行っている事業の概要を記載すること。
- 2 次に掲げる事項を定めること。
 - イ 計画期間
 - ロ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 - ハ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
 - ニ 産業廃棄物の分別に関する事項
 - ホ 産業廃棄物の再生利用に関する事項
 - ヘ 産業廃棄物の処理に関する事項
- 3 様式第2号の2による書面を添付すること。
- 4 当該年度の6月30日までに提出すること。

〔法第12条第8項〕

多量排出事業者は、前項の計画の実施状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県に報告しなければならない。

〔省令第8条の4の6〕実施の状況の報告

法第12条第8項の規定による報告は、様式第2号の3による報告書を翌年度の6月30日までに提出することにより行うものとする。

〔法第12条第9項〕

都道府県知事は、第7項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

〔省令第8条の4の7〕計画及び実施の状況の公表

法第12条第9項の規定による公表は、同条第7項の計画及び同条第8項の規定による報告の内容を1年間公衆の縦覧に供することにより行うものとする。

〔法第12条第10項〕

環境大臣は、第7項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(2) 特別管理産業廃棄物

〔法第12条の2第8項〕

その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

〔政令第6条の7〕

法第12条の2第8項の政令で定める事業者は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者とする。

〔省令第8条の17の2〕多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画
法第12条の2第8項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 当該事業場において現に行っている事業の概要を記載すること。
- 2 次に掲げる事項を定めること。
 - イ 計画期間
 - ロ 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 - ハ 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
 - ニ 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項
 - ホ 特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項
 - ヘ 特別管理産業廃棄物の処理に関する事項
 - ト 特別管理産業廃棄物を適正に処理するために講じようとする措置に関する事項
- 3 様式第2号の4による書面を添付すること。
- 4 当該年度の6月30日までに提出すること。

〔法第12条の2第9項〕

多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

〔省令第8条の17の3〕実施の状況の報告

法第12条の2第9項の規定による報告は、様式第2号の5による報告書を翌年度の6月30日までに提出することにより行うものとする。

〔法第12条の2第10項〕

都道府県知事は、第8項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

〔省令第8条の17の4〕計画及び実施の状況の公表

法第12条の2第10項の規定による公表は、同条第8項の計画及び同条第9項の規定による報告の内容を1年間公衆の縦覧に供することにより行うものとする。

〔法第12条の2第11項〕

環境大臣は、第8項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 多量排出事業者の範囲と提出すべき報告等

(1) 報告の種類

県（政令市）では、平成5年度から多量排出事業者の指導要綱等により、計画や実績の報告を求めていましたが、今回の廃棄物処理法の改正により、法定様式が定められました。要綱等との関係や提出すべき報告の種類はどうなりますか。

今回の法改正により、（特別管理）産業廃棄物処理計画書及び（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書の様式が法定化されました。

このため、提出の義務づけのあるこれらの法定様式に加え、県（政令市）から法定様式と併せて提出をお願いする追加項目の様式、及び平成8年から施行しています「環境の保全と創造に関する条例に基づく『再生資源利用促進基準』」に係る報告の3種類をお願いすることになります。

(2) 対象事業者

全ての事業者は、これら3種の報告をすることになるのですか。

改正法では、多量排出事業者が定義されています。産業廃棄物については、前年度の発生量が1,000t以上、特別管理産業廃棄物については、50t以上の事業場に計画及び実施状況の報告が義務づけられています。

法定様式及び追加項目様式については、これらに該当する事業者に提出を求めることとなります。の条例基準関係の報告については、10,000t以上の事業場等一部の事業者のみが対象となります。

なお、詳細については、表1（P6）を参照してください。

(3) 建設業

建設業を営む者ですが、事業場ごとに1,000t以上という定義は、建設業では、どう捉えるのですか。

前年度の発生量について、区域（県、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市別）ごとに発生量を合計し、1,000t以上となる場合が該当します。

特別管理産業廃棄物であるアスベストを発生する工事については、どうですか。

前問と同様の考え方になります。
前年度の発生量について、区域（県、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市別）ごとに発生量を合計し、50t以上となる場合が該当します。

(4) 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物

当社の工場では、産業廃棄物が1,000t以上、特別管理産業廃棄物が50 t 以上発生します。計画等の提出は、別々になるのですか。

法定様式は、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物とが、それぞれ別々に定められています。したがって、提出は別々になります。

特別管理産業廃棄物を50 t 以上発生する病院ですが、今回初めて、計画の策定等が義務づけられたところです。これまで、県（政令市）に、特別管理産業廃棄物の処理実績報告を提出していましたが、今後も、両方の報告を行うことになるのですか。

前年度に特別管理産業廃棄物の処理計画書の提出を行った事業場については、これまでの特別管理産業廃棄物処理実績報告の提出は不要です。平成14年度に求める平成13年度処理実績報告からの扱いとなります。

(5) 提出期限

計画書及び実施状況報告書の提出はいつまでに行うのですか。

当年度の計画書は、当該年度の6月30日までに報告してください。
また、実施状況報告については、当年度の処理状況を翌年度の6月30日までに提出してください。その際、翌年度の計画書もあわせて提出してください。

(6) 提出した計画書、実施状況報告書の取扱い

今回の改正法では、提出した計画書等は、情報公開されると聞きましたが、どのような方法で公開するのでしょうか。

法定様式については、各事業場からの計画書および実施状況報告書を取りまとめ、希望者の求めに応じて閲覧してもらうこととなります。閲覧場所は、所管行政庁の産業廃棄物担当課室になります。

(7) 提出先

神戸市内の事業場ですが、計画書等の提出先はどちらになるのですか。

事業場の所在地を所管する産業廃棄物担当課室です。本資料巻末の問い合わせ先を参照してください。
建設業については、排出現場を行政庁ごと（県、神戸市内、姫路市内、尼崎市内、西宮市内）に区分した発生量の合計が1,000t以上（特別管理産業廃棄物は50 t 以上）になる場合、その区域を所管する行政庁ごとに書類を作成し、提出してください。

表1 多量排出事業者の範囲と報告様式等

区分	業種	範囲	計画書		実施状況報告書	
			改正法様式		追加項目	条例基準
産業廃棄物	建設業	年間 1,000t 以上の区域 (区域：県・政令市ごと)				—
	製造業	年間 1,000t 以上10,000t 未満				—
		年間10,000t 以上の事業場				
	発電所	年間 1,000t 以上の事業場				
		年間 1,000t 未満の事業場	—	—		
	ガス製造工場	年間 1,000t 以上の事業場				
		年間 1,000t 未満の事業場	—	—		
	上水道業	年間 1,000t 以上10,000t 未満				—
		年間10,000t 以上の事業場				—
	熱供給業	年間 1,000t 以上の事業場				
年間 1,000t 未満の事業場		—	—			
その他の業種	年間 1,000t 以上の事業場				—	
	下水道業	年間 1,000t 以上の事業場				—
特別管理産業廃棄物	建設業	年間 50t以上の区域 (区域：県・政令市ごと)				—
	その他の業種	年間 50t以上の事業場				—

4 記載にあたっての留意事項

(1) 計画書

計画書の記載内容を示してください。

計画書は、法定事項について作成することになります。
産業廃棄物については、環境省のマニュアルP 8 ~ P 11 に示されています。
特別管理産業廃棄物については、マニュアルP 12 ~ P 14 に示されています。
また、処理計画の作成例については、県ホームページに例示しています。

(2) 実施状況報告書

実施状況報告書の記載内容を示してください。

実施状況報告書は、法定様式に加え、追加項目様式についても作成してください。
法定事項については、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物ともに、環境省のマニュアルP 15 ~ P 16 に示されています。
県（政令市）からお願いする追加項目様式については、法定様式に比べ、相当、詳細な内容となっています。報告していただくデータについては、県下全体の発生量の推計を行うための重要なデータであり、産業廃棄物対策の方向を決定するための基礎資料として活用します。ご協力をお願いします。
実施状況報告の作成例については、県ホームページに例示しています。

当社は、県（政令市）の追加項目の内容について、これまでも実績報告を行ってききましたが、変更点はあるのでしょうか。

追加項目様式については、概ね、これまでの内容を踏襲していますが、一部に変更点があります。その内容は次のとおりです。〔実施状況報告書：追加項目様式、各種コード表〕

1 コード表の変更

- (1) 地域区分については、変更ありません。〔別表2〕
- (2) 管轄区分については、県の組織変更等に伴う変更を行っています。〔別表2〕
- (3) 建設混合廃棄物やシュレッダーダストについては、これまで、産業廃棄物の種類に按分していただいていたのですが、一体として処理する機会が多いことから、混合廃棄物のコードを追加しました。〔別表4〕
- (4) 特別管理産業廃棄物を区分して報告していただくため、新たに、「特別管理産業廃棄物分類表」を設定しました。〔別表4-2〕
- (5) 処理方法コードについては、「溶融」を追加しました。〔追加項目様式〕
- (6) 処理主体コード、処分コードについては、フェニックス等の市町以外の「公共関与」を追加しました。〔追加項目様式〕
- (7) 地域（中間処理、処分、再（生）利用先の地域）コードについては、全国政令市の追加に伴う変更を行いました。〔別表5〕

2 項目の追加

処理業者に処理委託する場合については、許可番号を記載していただくことになりました。

3 その他

項目の見出しの変更等を行いました。

追加項目様式については、記載量も多く、記入が面倒です。FDで提出はできないのですか。

追加項目部分については、14年度にお願いする13年度実施状況報告から、電子媒体でもよいものとする。ご希望の事業者は、各行政に問い合わせてください。

法定様式と追加項目様式で、数値が一致すべき項目は何でしょうか。

法定様式は、自己処理の内容を中心に聞いており、追加項目様式は、発生する産業廃棄物の処理ルートを開く内容となっています。

数値的整合を図る内容は次のとおりです。

法定様式	追加項目様式
産業廃棄物発生量	<u>14</u> =B、 <u>19</u> =C であるものを除く <u>13</u> 欄（発生量）の品目ごとの合計
自己直接再生利用量	<u>14</u> =B、 <u>21</u> =L、 <u>28</u> =V である <u>13</u> 欄（発生量）の品目ごとの合計
自己直接埋立処分量又は海洋投入量	<u>14</u> =B、 <u>21</u> =L、 <u>28</u> =Q,T である <u>13</u> 欄（発生量）の品目ごとの合計
自己中間処理量	<u>14</u> =A である <u>13</u> 欄（発生量）の品目ごとの合計と <u>14</u> =B、 <u>21</u> =I である <u>13</u> 欄（発生量）の品目ごとの合計の和
自己中間処理残さ量	<u>14</u> =A である <u>15</u> 欄（中間処理後量）の品目ごとの合計と <u>14</u> =B、 <u>21</u> =I である <u>22</u> 欄（中間処理後量）の品目ごとの合計の和
自己中間処理後再生利用量	<u>14</u> =A、 <u>21</u> =L、 <u>28</u> =V である <u>15</u> 欄（中間処理後量）の品目ごとの合計と <u>14</u> =B、 <u>21</u> =I、 <u>28</u> =V である <u>22</u> 欄（中間処理後量）の品目ごとの合計の和
自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量	<u>14</u> =A、 <u>21</u> =L、 <u>28</u> =Q,T である <u>15</u> 欄（中間処理後量）の品目ごとの合計と <u>14</u> =B、 <u>21</u> =I、 <u>28</u> =Q,T である <u>22</u> 欄（中間処理後量）の品目ごとの合計の和
直接委託及び自己処理後委託処分量	<u>14</u> =B、 <u>21</u> =I、 <u>28</u> =P,R,S,X,Y である <u>13</u> 欄（発生量）の合計と <u>14</u> =A、 <u>21</u> =I、 <u>28</u> =P,R,S,X,Y である <u>15</u> 欄（中間処理後量）の合計と <u>14</u> =A、 <u>21</u> =I、 <u>28</u> =P,R,S,X,Y である <u>22</u> 欄（中間処理後量）の品目ごとの合計の和

建設業者ですが、当社は兵庫県内では神戸市、尼崎市、伊丹市、三田市、篠山市の工事を、元請として受注しています。

工事全体では、6工事受注しており、合計2,700t発生します。神戸市では1,100t、尼崎市では500t、伊丹市では300t、明石市では500t、篠山市では300t発生する工事を受注しました。このような場合、どのように記載するのですか。

報告が必要となるのは、県・政令市の区域ごとの合計で1,000tを超えた当該区域であり、伊丹市、三田市、篠山市の合計1,100tとなる県と1,100tの神戸市の区域が対象となります。

法定様式は県と神戸市にそれぞれの合計を記載し提出してください。

追加項目様式については、政令市と県とで扱いが異なります。

・神戸市等の政令市の区域では、追加項目の様式を添付してください。

・県の区域については、県下6地域別（最大6）に追加項目の様式を添付してください。

上記の建設業者の場合は、兵庫県の追加様式は阪神地域の伊丹市、三田市分と丹波地域の篠山市分の2地域について、追加項目様式を作成することになります。

年度に跨がる工事で、2カ年で1,000tを超える工事は、どう記入するのですか。

単年度単位で1,000t以上かどうかで判断してください。

コード表で別表3の原材料分類表はどこで利用するのですか。

追加項目様式で、原材料の利用量や基準適合状況等の欄がありますが。

いずれも、「環境の保全と創造に関する条例」の対象事業者のみ、記入していただく欄です。表1を参照してください。

なお、この条例基準の関係は、本要領のP24以降に記載しています。

当社では、建設系の混合廃棄物が発生します。このような場合の追加項目様式の記載方法を示してください。

これまで、発生段階から木くず、廃プラ、がれき類の量を按分し、それぞれの処理状況を記入していたのですが。

発生段階から量を按分し、産業廃棄物の種類ごとに記入していただくことは同じです。変更点は、種類の分類コードです。発生段階で混合状態にあるものは、単一状態で発生するものとコードが別になっていますので、ご注意ください。

	分類コード変更前	分類コード変更後
例1 建設混合廃棄物		
木くず	080	089
廃プラ	061	068
がれき類	150	159
例2 シュレッダーダスト		
金属くず	120	129
ガラス陶磁器くず	130	139
廃プラ	061	068
例3 使用済製品（家電）		
金属くず	120	129
ガラス陶磁器くず	130	139
廃プラ	061	068

このような混合している産業廃棄物を情報として把握する必要があるのは、その処理が困難であることや、家電リサイクル法の制定に見られるように、別途リサイクル法が制定され、産業廃棄物として排出される量を把握する必要があるためです。

当社では、産業廃棄物が1,200 t、特別管理産業廃棄物が30 t 発生します。特別管理産業廃棄物も追加項目様式に記載する必要がありますか。

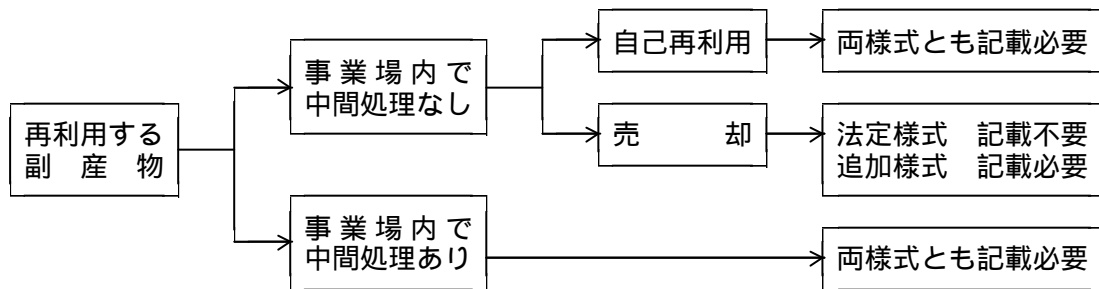
産業廃棄物のみ記載し、特別管理産業廃棄物の記載は必要ありません。
産業廃棄物が1,000t以上発生し、かつ、特別管理産業廃棄物が50 t 以上発生する事業場については、法定様式については産業廃棄物と特別管理産業廃棄物とを別々に作成し、追加項目様式については、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の両方を併せて記載してください。

当社では、産業廃棄物の他に廃土砂も発生しますが、廃土砂についての記載は必要ですか。

法定様式については、廃土砂についての記載は不要です。
追加項目様式については、産業廃棄物に加え、廃土砂についての記載が必要です。

当社では、産業廃棄物の他に金属スクラップも発生しますが、事業場内で再利用しています。金属スクラップについての記載は必要ですか。

法定様式、追加項目様式とも記載が必要です。
再利用する副産物についての報告は複雑ですので、下のフローに従って報告してください。



当社では、産業廃棄物が950 t 発生します。他に金属スクラップ80 t が発生し、そのまま売却しています。合計した副産物の発生量は1,030 t となりますが、報告は必要ですか。

報告は不要です。（上のフローを参考にしてください）
報告が必要となるのは、前年度の法定様式の 産業廃棄物発生量が1,000t以上の事業場が対象となります。

当社では、発生した汚泥を脱水しているのですが、水分を多く含んだ状態では5,000tあるものが、委託処理する時点では200tになります。このような場合、報告は必要ですか。

発生時点で判断する（5,000t）ため、報告は必要です。

当社では、パイプラインを用いて汚泥を委託処理しています。
この場合、マニフェストの交付は不要となりますが、汚泥については記載不要とならないのですか。

前問と同様、発生時点で判断するため、汚泥の記載は必要です。

別表 1

日本標準産業分類

分類項目名、説明及び内容例示

この「ホームページ掲載版」では、割愛しています。
ホームページ上の当作成要領ファイル[PDF]の右側に、総務省の関係ページへリンクをはっていますので、そちらを参照してください。

参考URL <http://www.stat.go.jp/info/seido/11.htm>

平成 5 年 1 0 月 改訂

総 務 庁

別表 2 地域区分、管轄区分と行政区域対照表

地域区分		管轄区分		行政区域
コード	地域	コード	管轄	
01	神戸市内	K	神戸市役所	神戸市
02	尼崎市内	A	尼崎市役所	尼崎市
03	阪神 臨海部	1	阪神南県民局	芦屋市
	地域 内陸部	3	阪神北県民局	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
04	東播 臨海部	4	東播磨県民局	明石市、加古川市、高砂市、加古郡
	地域 内陸部	5	北播磨県民局	西脇市、三木市、小野市、加西市、美嚢郡、加東郡、多可郡
05	姫路市内	H	姫路市役所	姫路市
06	西播 東部	2	中播磨県民局	飾磨郡、神崎郡
	地域 西部	6	西播磨県民局	相生市、龍野市、赤穂市、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟郡
07	但馬地域	7	但馬県民局	豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡
08	丹波地域	8	丹波県民局	篠山市、氷上郡
09	淡路地域	9	淡路県民局	洲本市、津名郡、三原郡
10	西宮市内	N	西宮市役所	西宮市
-	——	S	建設業	

別表3 原材料分類表

種類	分類番号	原材料例	備考
ア 気体原材料（常温常圧で気体となる原材料）			〔対象例〕 燃料に使用するLNG、天然ガス、冷媒に使用する代替フロン
各種ガス類	011	液体窒素、液体酸素、ドライアイス、天然ガス等	
イ 油類（熱源、製造物の原料等となる油類）			〔対象例〕 ボイラーに使用する重油、廃油、石鹼製造に使用する廃油、薬品製造に使用するアルコール、ガソリン製造に使用する原油 〔非対象例〕 食料油製造に使用する植物は、「シ」の動植物系原材料となる。
鉱油	021	ガソリン、灯油、軽油、重油、原油、アスファルト、圧延油、絶縁油等及びそれらの廃油	
動・植物油	022	アマニ油、桐油、ゴマ油等及びそれらの廃油	
その他のもの	023	アルコール、ベンゼン、トルエン、シンナー、油性インク、トリクレン、パラフィン等及びそれらの廃油	
ウ 非動植物系液体原材料（「イ」の油類を除く液状の原材料（果汁、牛乳等の動植物系の原材料を除く。））			〔対象例〕 石鹼製造に使用する水酸化ナトリウム、排水処理に使用する水酸化ナトリウム、排水処理に使用する廃酸・廃アルカリ 〔非対象例〕 バター製造に使用する牛乳は、「シ」の動植物系原材料となる。無機系の含水率50%未満の汚泥は、「サ」の無機系原材料となる。
酸	031	硫酸、塩酸、硝酸等及びそれらの廃酸	
アルカリ	032	アンモニア、カ性ソーダ、カ性カリ等及びそれらの廃アルカリ	
その他のもの	033	汚泥（無機系のものであって、含水率50%以上のもの）等	
エ 鉄材（構造物の躯体、製造物の原材料等となる鉄材）			〔対象例〕 自動車躯体製造、橋脚建設に使用する鋼板、高炉、電炉に使用するスクラップ 〔非対象例〕 鉄材製造に使用する鉱石、石灰石、コークス等は、「サ」の無機系原材料となる。
鉄材	041	鉄鋼、鋳鉄等の鉄製品及びそれらのスクラップ	

注：気体原材料については、将来、基準率の設定を検討する。

種 類	分類番号	原 材 料 例	備 考
オ 非鉄金属材（構造物の躯体、製造物の原材料等となる非鉄金属材）			〔対象例〕 自動車エンジン製造に使用するアルミ、アルミインゴット製造に使用するアルミスクラップ 〔非対象例〕 アルミ材製造に使用するボーキサイト等は、「サ」の無機系原材料となる。無機系の汚泥であって、含水率が50%以上のものは、「ウ」の非動植物系液体原材料、50%未満のものは、「サ」の無機系原材料となる。
アルミ材	051	アルミ製品及びそのスクラップ等	
その他のもの	052	アルミを除く非鉄金属製品及びそのスクラップ等	
カ プラスチック類（構造物の躯体、製造物の原材料等となるプラスチック類）			〔対象例〕 被覆電線製造に使用する塩化ビニール、家電筐体製造に使用する各種プラスチック、植木鉢製造に使用する廃プラスチック 〔非対象例〕 塩化ビニール製造に使用する塩化ナトリウム等は、「サ」の無機系原材料、各種プラスチック製造に使用する石油は、「イ」の油類となる。
プラスチック	061	フェノール樹脂、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、ウレタン樹脂、けい素樹脂等の合成樹脂、アクリル繊維、ポリエステル繊維、テフロン繊維、PVC繊維等の合成繊維、合成接着剤、セルロイド、合成ゴム、FRP、合成皮革等及びそれらの廃プラスチック	
タイヤ	062	タイヤ及び廃タイヤ	
キ 紙・パルプ材（製造物の原料等となる紙・パルプ）			〔対象例〕 被覆電線製造に使用する紙、紙製造に使用するパルプ、古紙 〔非対象例〕 紙・パルプ製造に使用する木材は、「ク」の木材となる。
紙、パルプ	071	紙、パルプ、セロファン等及びそれらのくず	
ク 木材（構造物の躯体、製造物の原料、燃料等となる木材）			〔対象例〕 家具製造に使用する木材、紙・パルプ製造に使用する原木、廃木材、パーティクルボード製造に使用する木材チップ
木	081	木、竹、籐等及び廃木材	

種 類	分類番号	原 材 料 例	備 考
ケ ガラス材（構造物の躯体、製造物の原材料等となるガラス）			〔対象例〕 自動車製造に使用するガラス板、ガラス瓶製造に使用するガラスカレット、建設物に使用するガラス板 〔非対象例〕 ガラス材製造に使用する珪石は、「サ」の無機系原材料となる。
ガラス	091	ガラス製品及びガラスくず	
コ 建設資材（建設物の構成物となるアスファルト、コンクリート、セメント、セメント製品、骨材、石材、レンガ、タイル等の資材であって、ア～ケに掲げるものを除く。）			〔対象例〕 建設工事に使用するアスファルト、コンクリート、セメント、セメント製品、コンクリート・アスファルトがら、壁、天井材として使用する耐熱ボード 〔非対象例〕 セメント製造に使用する石膏、耐熱ボード製造に使用する廃石膏は、「サ」の無機系原材料となる。建設物に使用するガラス板は、「ケ」のガラス材となる。置は、建設物の構成物とはいえず、「シ」の動植物系原材料となる。
アスファルト	101	アスファルト、アスファルトがら	
コンクリート	102	生コンクリート、コンクリートがら	
セメント	103	セメント、セメント製品及びセメント製品くず等	
骨材、石材等	104	骨材、石材、砂利等	
れんが、タイル等	105	瓦、れんが、土管、タイル、スレート等及びそれらのくず	
土砂	106	埋戻材料、路床材料、堤防・宅地造成用資材等	
サ 無機系原材料（鉄材、非鉄金属材、建設資材等の製造に使用する無機系原材料であって、ア～コに掲げるものを除く。）			〔対象例〕 鉄材製造に使用する鉱石、石灰石、石炭、セメント製造に使用する粘土、石膏、石炭灰、工業塩製造に使用する排水処理副産物としての塩化ナトリウム、タイル製造に使用する土、排水処理材として使用する活性炭 〔非対象例〕 鉄材製造に使用するスクラップは、「エ」の鉄材となる。壁材に使用するタイルは「コ」の建設資材となる。活性炭製造に使用する木材は、「ク」の木材となる。
鉱石	111	鉄鉱石、ボーキサイト、石炭等の鉱石	
塩類	112	塩化ナトリウム、石膏、炭酸ナトリウム等	
陶磁器等	113	各種陶磁器製品、セラミック製品（建設資材であるものを除く。）及びそれらのくず	
その他のもの	114	石炭灰、活性炭、陶磁器等の製造に使用する粘土等	

種 類	分類番号	原 材 料 例	備 考
シ 動植物系原材料（食料品、肥料、飼料等の原料となる穀類、肉類等の動植物系原材料であって、ア～サに掲げるものを除く。）			〔対象例〕 清酒製造に使用する米、肥料製造に使用する動植物性残渣・家畜糞尿、活性汚泥、飼料製造に使用する穀類、清涼飲料製造に使用する果汁、ゴム製品製造に使用する天然ゴム、ゴム製造に使用する樹液、繊維製造に使用する綿花、絹糸 〔非対象例〕 肥料製造に使用する木材チップは、「ク」の木材となる。酒類に充填するアルコールは、「イ」の油類となる。
繊維	1 2 1	綿花、麻、シュロ、羊毛、カシミア等の天然繊維及びそれらのくず	
食料	1 2 2	食料品及びその原材料となる穀類、食肉、果汁等及びそれらのくず	
ゴム	1 2 3	天然ゴム、エポナイト、ラテックス等を使用する製品及びその原材料、並びにそれらのくず	
その他のもの	1 2 4	皮革、わら等動植物を利用したその他原材料、製品及びそれらのくず、動物の糞尿、動物の死体、動植物系の汚泥（活性汚泥）等	

別表 4 産業廃棄物分類表

種 類	分類番号	具 体 例	
燃 え 殻	0 1 0	石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、廃カーボン、廃活性炭、炉掃出物、煤、クリンカー 注意 産業廃棄物を焼却した後に発生した灰は、その焼却前の産業廃棄物の種類としてください。	
	0 1 9	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの	
汚 泥	無機性汚泥（泥状のもの）	0 2 1	浄水場汚泥、鍍金汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、その他廃水処理、プラントかす、脱硫石膏、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、建設高含水汚泥、ベントナイト汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料
		0 2 8	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
	有機性汚泥（泥状のもの）	0 2 2	廃水の生物処理により生ずる汚泥、製紙汚泥、ピルピット汚泥（し尿を含むものは除く。）、下水処理汚泥、染色廃水処理汚泥、下水道管渠洗浄汚泥
		0 2 9	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
廃 油	一般廃油	0 3 1	エンジンオイル、機械油、コンプレッサー油、油圧油、ギヤーオイル、モーターオイル、絶縁油、圧延油、焼入油、切削油、ガソリン、灯油、軽油、重油、原油、ハロゲン化炭化水素類（トリクレン、パークレン、四塩化炭素等）、アルコール、ベンゼン、トルエン、シンナー、ケトン、エーテル、洗浄油、廃塗料（油性のものに限る。）、廃インク（油性のものに限る。）、アマニ油、桐油、ゴマ油、天ブラ油、サラダ油、魚油、ヘッド、ラード
		0 3 7	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
	固型油	0 3 2	アスファルト、タールピッチ、パラフィンロウ、蒸留残タールピッチ、固型せっけん、固型脂肪酸、クレオン、パステル
		0 3 8	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
	油泥	0 3 3	タンクスラッジ
		0 3 9	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
廃 酸	0 4 0	硫酸系、塩酸系、弗化水素酸、クロム酸、混酸、塩化鉄、蟻酸、酢酸、酒石酸などの廃液、写真定着廃液、酸洗工程廃液、水洗工程廃液、廃ガス洗浄廃液、その他の工程廃液、各種酸性の塩類廃液	
	0 4 9	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの	
廃 アルカリ	0 5 0	アンモニア系、カ性ソーダ系、カ性カリ系、シアン化ソーダ系、シアン化カリ系、金属せっけんなどの廃液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程廃液、水洗工程廃液、廃ガス洗浄廃液、その他の工程廃液、各種アルカリ性の塩類廃液	
	0 5 9	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの	

種 類	分類番号	具 体 例
廃プラスチック類	061	フェノール樹脂、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、ウレタン樹脂、けい素樹脂、ジアリルフタレート樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、塩化ビニル樹脂、塩化ビニリデン樹脂、ポリエチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂、酢酸ビニル樹脂、ポリビニルアルコール樹脂、ポリアミド樹脂、メタクリル樹脂、弗素樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリアセタール樹脂、ナイロン繊維、ポリエステル繊維、ビニロン繊維、アクリル繊維、PVC繊維、PVC繊維、ポリエチレン繊維、ポリプロピレン繊維、テフロン繊維、合成皮革、天然繊維50%未満の混紡、廃塗料（固形状のものに限る。）、廃接着剤、FRP（繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、強化プラスチック等）、セルロイド、廃イオン交換樹脂、合成ゴムくず、ケミカル廃材
	068	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
	062	廃タイヤ
	069	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
紙 く ず	070	新聞紙、紙管紙、グラビア用紙、コットンペーパー、印刷せんかん紙、筆記図面用紙、塗土紙、包装用紙、簿用紙、家庭用紙、雑種紙、段ボール紙、白板紙、黄板紙、チップボール、色板紙、ターポリン紙、ラミネート紙、アスファルトフェルト、アスファルトルーフィング、砂付ルーフィング、タールフェルト、ベース紙、パターン紙、オーバーレイ紙、ろう紙、油紙、建材の包装紙、建設現場から排出される紙くず等
	079	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
木 く ず (建設木くずを含む。)	080	木くず、おがくず、かんなくず、パーク類、竹、とう、ベニヤ、ランバーコア合板、軽量合板、ボード類、コア板、オーバーレイ合板、薬液処理合板、インシュレーションボード、セミハードボード、積層板（木材を主体としたものに限る。）、塗装板、防腐・防虫木材、アンモニア処理材、パラフィン注入材、フローリング材、建設業に係る木くず（ただし、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
	089	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
織 維 く ず	090	綿花、カポック、麻、やし、へちま、シュロ、混紡（人造繊維または合成繊維との混紡の場合は天然繊維が50%以上のもの）、羊毛、カシミヤ、やぎ、らくだ、兎毛、絹、レーヨン、アセテート 建設現場から排出される繊維くず、ロープ等
	099	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
動・植物性残渣	100	ハム、ソーセージ残渣、ベーコン残渣、スクリーンかす、あら、甲殻、卵殻、貝殻、チーズかす、羽毛、野菜くず、果実くず、漬物くず、小麦・大豆醸造かす、香辛料残渣、ぬか、ふすま、パンくず、きじくず、でんぷん製造篩かす、あめかす、おから、あん製造かす、コーヒーかす、製品くず
	109	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
ゴ ム く ず	110	天然ゴムくず、エボナイトくず、廃ラテックス
	119	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの

種 類	分類番号	具 体 例
金 属 く ず	1 2 0	トタンくず、空き缶、スクラップ、切粉、ブリキくず、金属研磨くず、銅くず、アルミくず
	1 2 9	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
ガラス及び陶磁器くず	1 3 0	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品びん、体温計、温度計、水銀ランプ、蛍光灯、セラミックくず、れんが、土管、陶器、コンクリート製品くず、モルタルハツリくず
	1 3 9	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
鋳 さ い	1 4 0	転炉、高炉、溶融炉等の残さい、キューポラのノロ、金属スラグ、粉炭かす、不良鋳石、鋳物廃砂
	1 4 9	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
が れ き 類 (建設廃材)	1 5 0	アスファルトコンクリートがら、道路掘削廃材、鉄道用線路の砂利、骨材、石材、れんが、スレート、タイル
	1 5 9	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
動物のふん尿	1 6 0	動物のふん尿
	1 6 9	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
動物の死体	1 7 0	動物の死体
	1 7 9	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
ば い じ ん	1 8 0	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの。汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず(PCBが塗布されたもの)又は金属くず(PCBが付着し、又は封入されたもの)の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
	1 8 9	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
廃 土 砂	1 9 0	建設工事の基礎工事、下水道敷設工事、土木工事等に伴い、掘削排出された廃土砂、造成等の開発行為に伴い排出された廃土砂(ただし、土取りを目的としたもの、工事現場内で利用したものは除く。)
	1 9 9	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの

- 注意 1 廃土砂は、廃棄物処理法上の廃棄物に該当しませんが、報告の対象となります。
 2 は、次表の業種等に該当する場合のみ、報告の対象となりますのでご注意ください。

種 類	業 種 等
紙 く ず	1 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 2 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの。） 3 出版業（印刷出版を行うものに限る。） 4 製本業 5 印刷物加工業 6 パルプ、紙又は紙加工品製造業（パルプ製造業を除く。） 7 P C B が塗布され、又は染み込んだもの
木 く ず （建設木くずを 含む。）	1 建設業（工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたものに限る。） 2 木材・木製品製造業（家具の製造業を含む。） 3 パルプ製造業 4 輸入木材の卸売業 5 P C B が染み込んだもの
織 維 く ず	1 建設業（工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたものに限る。） 2 繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。） 3 P C B が染み込んだもの
動・植物性残 渣	1 食料品製造業 2 医薬品製造業 3 香料製造業
動物のふん尿	1 畜産農業
動物の死体	1 畜産農業

別表 4 - 2 特別管理産業廃棄物分類表

種 類	分類番号	基 準 ・ 具 体 例 等
感染性廃棄物	2 0 0	感染性病原体を含むか、その恐れのある産業廃棄物（併せて処理する感染性一般廃棄物を含む。）
廃石綿等	2 1 0	石綿建材除去事業、特定粉じん発生施設で発生するもの
廃 P C B 等	2 2 0	廃 P C B 及び P C B を含む廃油
P C B 汚染物	2 2 1	P C B が塗布されたり、染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず
	2 2 2	P C B が付着若しくは封入された廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず
燃え殻	5 1 0	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する燃え殻（5 1 1 に掲げるものを除く。）
	5 1 1	ダイオキシン類を3ng/g を超えて含有する燃え殻
指定下水汚泥	5 2 0	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する下水汚泥（指定されたもの）
汚泥	5 2 1	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する汚泥（5 2 2 に掲げるものを除く。）
	5 2 2	ダイオキシン類を3ng/g を超えて含有する汚泥
廃油	5 3 0	引火点70 未満（5 3 1 に掲げるものを除く。）
	5 3 1	有機塩素系溶剤を一定基準以上含有する当該溶剤
廃酸	5 4 0	pH 2.0 以下（5 4 1 に掲げるものを除く。）
	5 4 1	水銀等有害物質を一定基準以上含有する廃酸
廃アルカリ	5 5 0	pH 12.5 以上（5 5 1 に掲げるものを除く。）
	5 5 1	水銀等有害物質を一定基準以上含有する廃アルカリ
鉱さい	6 4 0	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する鉱さい
ばいじん	6 8 0	水銀等有害物質を一定基準以上溶出するばいじん（6 8 1 に掲げるものを除く。）
	6 8 1	ダイオキシン類を3ng/g を超えて含有するばいじん

業種若しくは施設限定があり

別表5 地域コード表
(中間処理、処分、再(生)利用先の地域)

兵庫県下5行政地域コード

兵 庫 県				兵 庫 県 下 4 政 令 市			
2803	阪神地域	2807	但馬地域	6901	神戸市	9910	西宮市
2804	東播地域	2808	丹波地域	7005	姫路市		
2806	西播地域	2809	淡路地域	7102	尼崎市		

その他都道府県・政令市地域コード

都 道 府 県				政 令 市			
コト	地 域	コト	地 域	コト	地 域	コト	地 域
01	北海道	24	三重県	50	旭川市	77	福岡市
02	青森県	25	滋賀県	51	札幌市	78	大牟田市
03	岩手県	26	京都府	52	函館市	79	長崎市
04	宮城県	27	大阪府	53	小樽市	80	佐世保市
05	秋田県	29	奈良県	54	仙台市	81	熊本市
06	山形県	30	和歌山県	55	千葉市	82	鹿児島市
07	福島県	31	鳥取県	56	横浜市	83	岡山市
08	茨城県	32	島根県	57	川崎市	84	宇都宮市
09	栃木県	33	岡山県	58	横須賀市	85	富山市
10	群馬県	34	広島県	59	新潟市	86	秋田市
11	埼玉県	35	山口県	60	金沢市	87	郡山市
12	千葉県	36	徳島県	61	岐阜市	88	大分市
13	東京都	37	香川県	62	静岡市	89	松山市
14	神奈川県	38	愛媛県	63	浜松市	90	豊田市
15	新潟県	39	高知県	64	名古屋市	91	福山市
16	富山県	40	福岡県	65	京都市	92	高知市
17	石川県	41	佐賀県	66	大阪市	93	宮崎市
18	福井県	42	長崎県	67	堺市	94	いわき市
19	山梨県	43	熊本県	68	東大阪市	95	長野市
20	長野県	44	大分県	72	和歌山市	96	豊橋市
21	岐阜県	45	宮崎県	73	広島市	97	高松市
22	静岡県	46	鹿児島県	74	呉市	98	相模原市
23	愛知県	47	沖縄県	75	下関市	100	倉敷市
				76	北九州市		

別表 6 換算表

産業廃棄物種類別重量換算係数

単位 トン / m³

産業廃棄物の種類	換算比重	産業廃棄物の種類	換算比重
燃え殻	1.14	ゴムくず	0.52
汚泥	1.10	金属くず	1.13
廃油	0.90	ガラスくず及び陶磁器くず	1.20
廃酸	1.25	鋳さい	1.60
廃アルカリ	1.13	がれき類（建設廃材）	1.48
廃プラスチック	0.35	動物のふん尿	1.00
紙くず	0.17	動物の死体	1.00
木くず	0.55	ばいじん	1.26
繊維くず	0.12	政令2条13号廃棄物	1.48
動植物性残渣	0.80	廃土砂	1.39
感染性廃棄物	0.3 kg / ℓ		

環境の保全と創造に関する条例関係

1 趣旨

兵庫県環境の保全と創造に関する条例（以下「条例」という。）第75条の規定により、事業活動における再生資源の利用を促進するため、原材料のうち再生資源を利用していないもの及び副産物のうち再生資源として利用しないものの総量の削減に関する基準（再生資源利用促進基準。以下「基準」という。）を定めている。

2 再生資源利用促進基準関係規定

（再生資源利用促進基準の設定）

第75条 知事は、製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は建設工事で規則で定めるもの（次条及び第77条において「特定事業」という。）における再生資源の利用を促進するため、原材料のうち再生資源を利用していないもの及び副産物のうち再生資源として利用しないものの総量の削減に関する基準（以下「再生資源利用促進基準」という。）を定めるものとする。

〔施行規則第20条〕

（特定事業）

第20条 条例第75条第1項に規定する規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 1 製造業（武器製造業を除く。）に属する事業
- 2 電気業に属する事業
- 3 ガス業に属する事業
- 4 熱供給業に属する事業

2 （略）

（再生資源利用促進基準の遵守）

第76条 特定事業を行う事業者で規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）は、再生資源利用促進基準を遵守しなければならない。

〔施行規則第21条〕

（特定事業者）

第21条 条例第76条に規定する規則で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。

- 1 製造業（武器製造業を除く。）に属する事業を行う者であって、当該事業によって発生する産業廃棄物の量が年間10,000トン以上の工場等を設置するもの
- 2 電気業に属する事業を行う者であって、発電所を設置するもの
- 3 ガス業に属する事業を行う者であって、ガス製造工場を設置するもの
- 4 熱供給業に属する事業を行う者であって、当該事業に係る工場等を設置するもの

（調査、予測等）

第77条 特定事業者は、特定事業に使用する原材料の量及び特定事業に伴い得られる副産物の量その他規則で定める事項について、規則で定めるところにより、調査し、又は予測し、その結果を知事に報告しなければならない。

〔施行規則第22条〕

（調査、予測事項等）

第22条 条例第77条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 特定事業に使用する原材料であって、再生資源を利用したものの量
 - 2 特定事業に伴い得られる副産物であって、再生資源として利用したものの量及び利用の方法
 - 3 特定事業に伴い得られる副産物であって、埋立処分又は海洋投入処分したものの量
- 2 条例第77条第1項の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日

以前の1年間の結果について、再生資源利用促進調査・予測結果報告書（様式第16号）によって、しなければならない。

3 提出様式

- ・「再生資源利用促進調査・予測結果報告書」（様式第16号）表紙
（県ホームページに記載例を示しています。）
- ・添付書類

<追加項目> 様式「再生原材料の使用状況及び副産物の発生、処理・処分状況」

- 1 事業場・工事地域属性<共通>
- 2 原材料の使用状況
- 5 基準適合状況

（県ホームページに記載例を示しています。）

4 記載にあたっての留意事項

- （1）再生資源利用基準は、平成10年4月から適用となっているので、別添資料2（県ホームページに掲載しています。）の基準率を参照に、基準適合状況を報告してください。
- （2）業種ごと、品目ごとの原材料及び副産物の基準率を用いて算出した「基準値」と「実績値」を比較し、「基準値」>「実績値」となれば、「適」となります。
- （3）基準に「不適」となっても、特に罰則規定はありませんが、行政指導の対象となります。
- （4）本基準に係る報告は、多量排出事業者に係る実績報告の中で、原材料及び副産物の実績とともに提出していただくこととなります。表紙については、多量排出事業者用の法定様式のほかに、条例用の様式第16号もあわせて報告してください。
- （5）対象者は、製造業については、副産物（産業廃棄物および有価物）の発生量が年間1万t以上の工場等を設置するものとしていますが、生産量の減少で1万t未満となる場合、3年間連続であるならば、立入検査等により確認し、対象外とします。また、製造方法等の変更により1万t未満となる場合は、理由を確認の上、対象外とします。

参考

再生利用促進基準の適用例

基準の適用状況をわかりやすくしたため、各基準率は、実際の告示の値とは異なっています。

基準値

$$L = \sum_i G_i (1 - x_i) + \sum_j H_j (1 - r_j - y_j)$$

(i : 基準適用する原材料の種類、 j : 基準適用する副産物の種類)

L : 適用する基準値 (トン/年)

G : 当該年度において使用した原材料の量 (トン/年)

H : 当該年度において発生した副産物の量 (トン/年)

事業所ごとに毎年変動する値

x : 業種、原材料の種類ごとに定める再生原材料使用基準率

r : 業種、副産物の種類ごとに定める有効利用基準率

y : 業種、副産物の種類ごとに定める中間処理減量化基準率

条例に基づき設定する値

- 鉄鋼業の例 -

(1) 告示

業種	原材料 (原材料種別)	x (%)
鉄鋼業	鉄鉱石 (無機系原材料)	0
	重油 (油類)	10
	コークス (無機系原材料)	0
	石灰石 (無機系原材料)	0
	スクラップ (鉄材)	100

業種	副産物	r (%)	y (%)
鉄鋼業	汚泥	5	90
	鉱さい	50	0
	ばいじん	90	0
	廃油	10	90
	ガレキ	40	0

(2) 基準値の算出

当該年度における原材料使用量、副産物発生量が次表の場合

原材料	G:千t	x	非再生原材料量	
			G(1-x)	実績
鉄鉱石	8,000	0	8,000	8,000
重油	2,000	0.1	1,800	2,000
コークス	1,000	0	1,000	1,000
石灰石	1,000	0	1,000	1,000
スクラップ	500	1	0	0
計			11,800	12,000

副産物	H:千t	r	y	埋立処分量	
				H(1-r-y)	実績
汚泥	500	0.05	0.90	25	15
鉱さい	2,000	0.50	0	1,000	1,300
ばいじん	100	0.90	0	10	10
廃油	100	0.10	0.90	0	0
ガレキ	50	0.40	0	30	30
計				1,065	1,355

原材料使用量が 125,000千t (上記の例では、油類として全量重油を使用し、残りは、前表のとおりであった場合等)、副産物の埋立処分実績量が 1,355千t (前記の例では、鉱さいの埋立処分量が 1,300千t であり、残りは前表のとおりであった場合等) のときは 実績の L 値は、

$$12,000 + 1,355 = 13,355 \text{ 千 t}$$

であり、要削減量は、13,355 - 12,865 = 490千t となる。

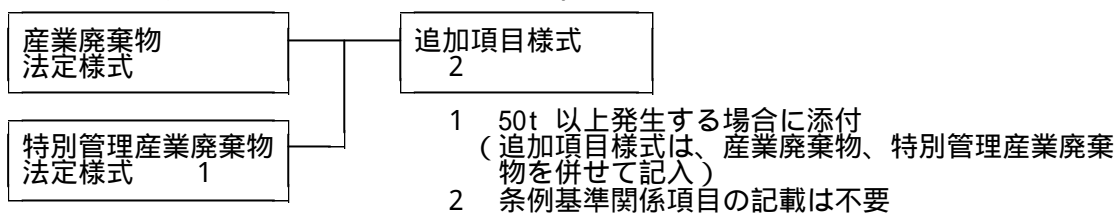
(3) 措置内容

490千t の削減を図るために、原材料の再生原材料使用率を上げるか、副産物の中間処理、リサイクル化を図る。

(例) 原材料の再生原材料への転換は困難なので、発生副産物のうち、汚泥の脱水効率を上げ、さらに鉱さいのリサイクル化を推進し、490千t を削減する。

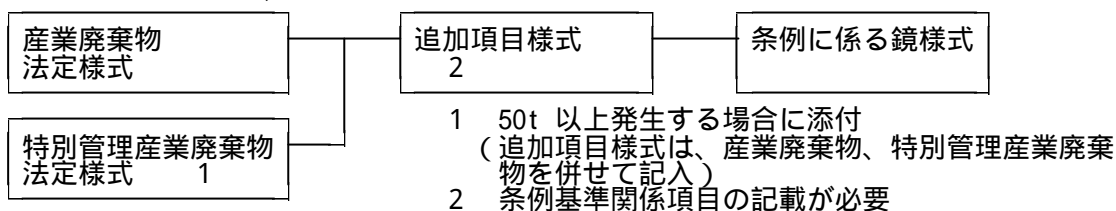
提出書類一覧

- 1 建設業 年間 1,000t 以上の工事現場別及び年間 1,000t 以上の区域（区域：県・政令市の区域であって、年間 1,000t 以上の工事現場を除く。）

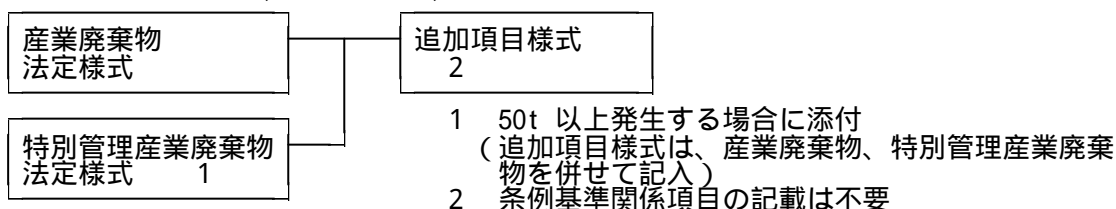


2 製造業

- (1) 産業廃棄物の発生量が年間10,000t 以上の事業場

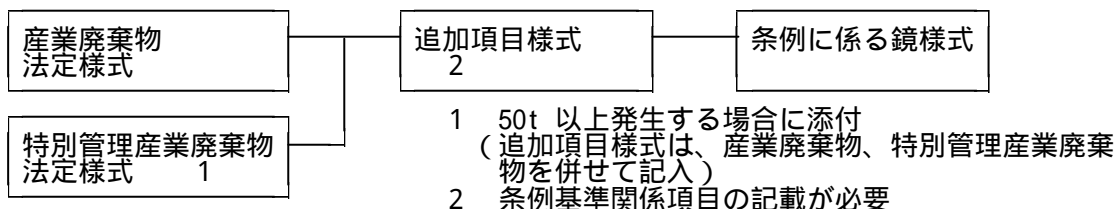


- (2) 産業廃棄物の発生量が年間 1,000t 以上10,000t 未満の事業場

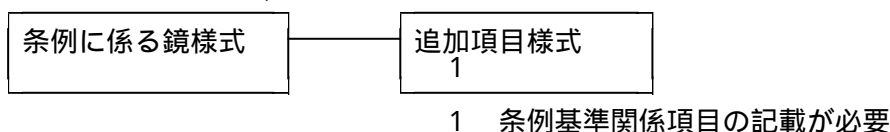


3 発電所、ガス製造工場、熱供給業

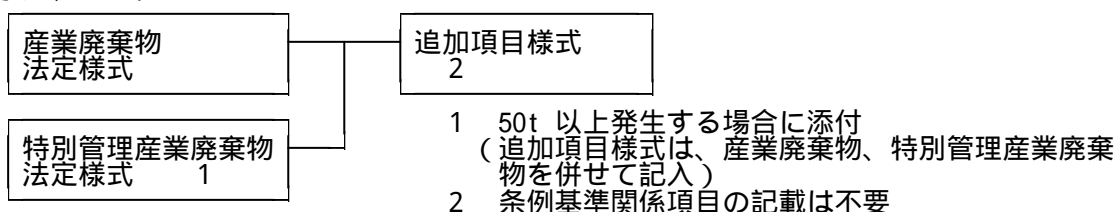
- (1) 産業廃棄物の発生量が年間1,000t以上の事業場



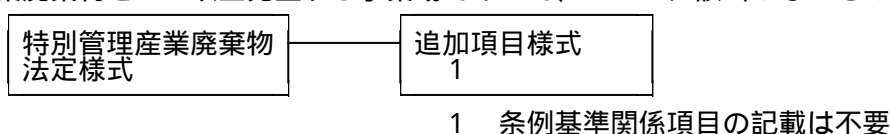
- (2) 産業廃棄物の発生量が年間 1,000t 未満の事業場



4 上水道、下水道、その他



- 5 特別管理産業廃棄物を50t 以上発生する事業場であって、1～4に該当しないもの



報告書提出先（お問い合わせ先）

兵庫県（４政令市を除く）の管轄地域に係る報告

提出先（お問い合わせ先）		管轄地域
兵庫県県民生活部 環境局環境整備課 産業廃棄物指導係	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 TEL 078-341-7711 (内線3352、3353)	兵庫県内 (以下に掲げる 4政令市を除く)

神戸市内に係る報告

提出先（お問い合わせ先）		管轄地域
神戸市環境局 事業系ごみ対策課	〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 TEL 078-322-5306	神戸市内全域

姫路市内に係る報告

提出先（お問い合わせ先）		管轄地域
姫路市環境局 生活環境部 産業廃棄物対策課	〒670-8501 姫路市安田4丁目1番地 TEL 0792-21-2405	姫路市内全域

尼崎市内に係る報告

提出先（お問い合わせ先）		管轄地域
尼崎市美化環境局 環境対策部 産業廃棄物対策担当	〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 TEL 06-6489-6310	尼崎市内全域

西宮市内に係る報告

提出先（お問い合わせ先）		管轄地域
西宮市環境局 環境部 産業廃棄物対策課	〒662-0855 西宮市江上町3番40号 TEL 0798-35-3277	西宮市内全域